

(ご回答)

- 平成31年4月に社会保険診療報酬支払基金(※)がオンライン資格確認等システムを調達した際の調達仕様書においては、プロジェクト推進過程において作業や要件の優先順位を組み替える必要が生じた場合は柔軟に変更するという前提の下、必要となる可能性のある機能を幅広く予定しておくという観点から、オンライン資格確認等システムに係る業務の概要の中に、「資格情報と利用者用電子証明書のシリアル番号の紐付け解除」が記載されていた。

(※) オンライン資格確認の実施機関であり、オンライン資格確認等システムの発注者。

- プロジェクトを推進する過程においては、厚生労働省・内閣府番号制度担当室・社会保険診療報酬支払基金で検討し、優先度の高い作業や要件の精査が行われ、例えば、

- ① 資格情報のQRコード出力機能については、調達仕様書の段階では予定していたが、機能を実装しないこととなった一方、
- ② ・オンライン資格確認実施機関から医療機関へのお知らせ機能  
・医療機関等向けポータルサイトを通じた、医療機関等からの利用開始日等のオンライン資格確認等システムへの連携機能は、調達仕様書の段階では予定されていなかったが、機能を設けることとなった

などの組み替えが行われる中で、利用登録の解除についても、利用登録をしたままであっても医療機関の受診等においてマイナ保険証の利用や薬剤情報等の提供を強制されるものではなく、不利益がないといったことから、紐付け解除の機能がないものが構築されることとなったと承知している。